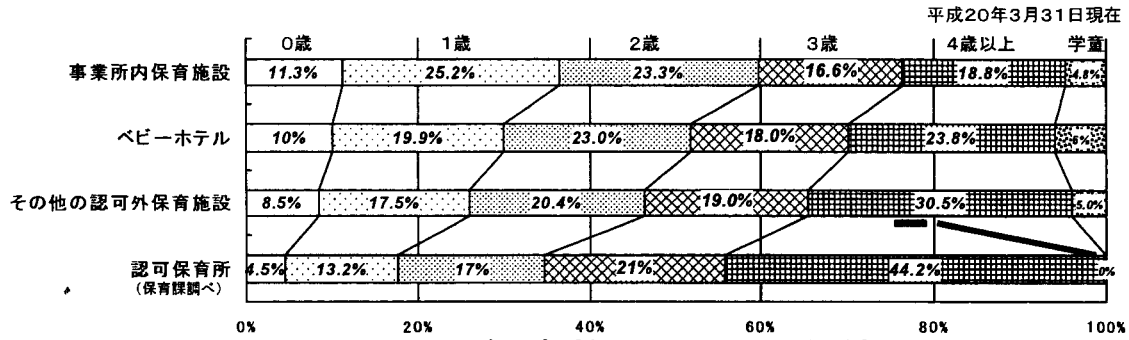


# 認可外保育施設の年齢別入所児童数

○ 認可外保育施設の年齢別入所児童数を見ると、認可保育所に比べ、ベビーホテルを中心に低年齢時の割合が高い。



## 認可外保育施設の設置主体

○ 認可外保育施設の設置主体を見ると、全体としては、約6割が個人、約2割が企業となっている。

施設の類型別設置主体の状況

(単位：%、ポイント)

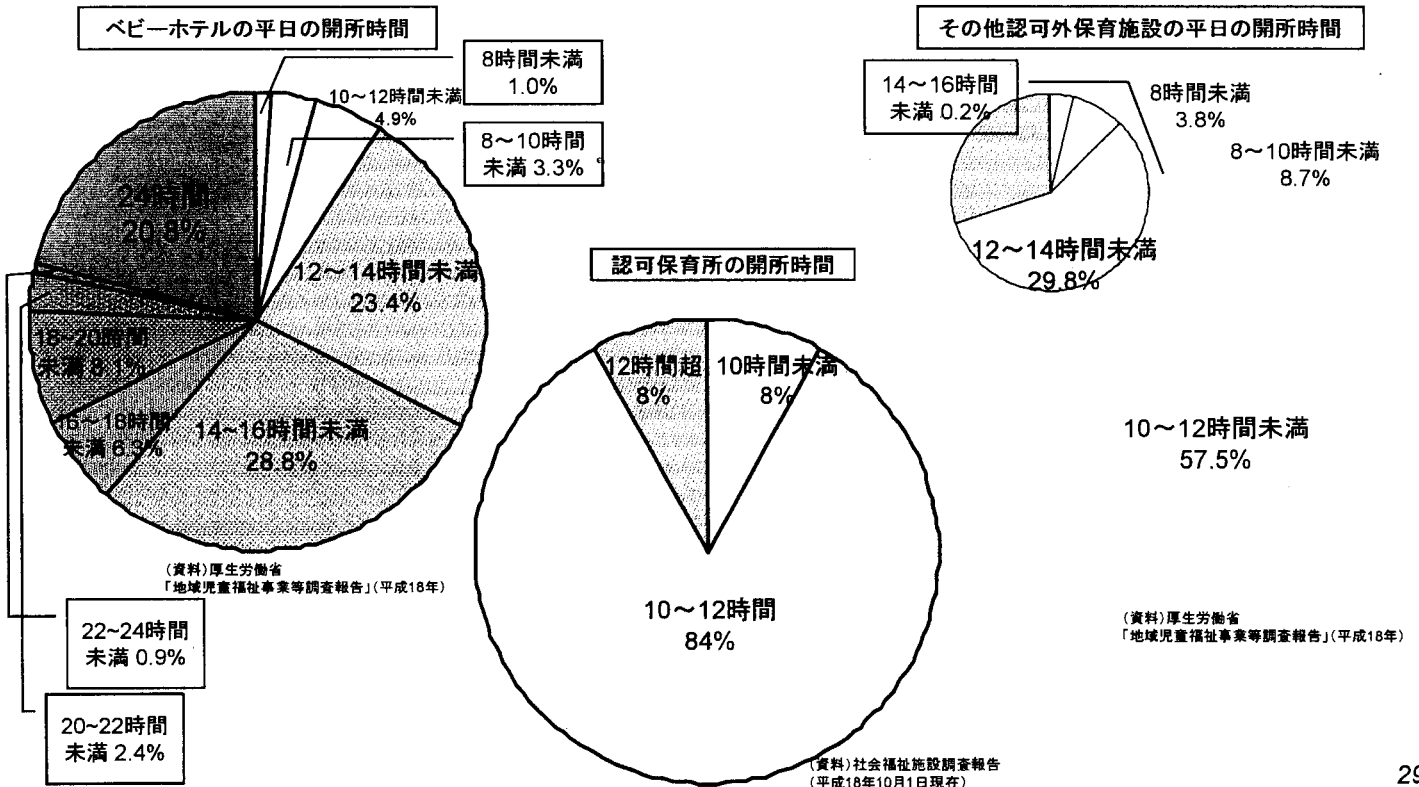
各年10月1日現在

	総数			事業所内保育施設			ベビーホテル			その他の認可外保育施設		
	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減	平成18年	平成15年	増減
総数	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...	100.0	100.0	...
個人	56.3	58.1	△ 1.7	22.7	4.0	18.8	46.4	53.9	△ 7.5	68.1	71.3	△ 3.2
会社	26.1	23.5	2.5	40.2	51.1	△ 10.9	45.8	37.3	8.5	15.4	13.0	2.4
任意団体	3.7	5.4	△ 1.7	2.3	2.5	△ 0.2	1.6	2.9	△ 1.3	4.8	6.8	△ 2.0
その他	13.9	13.1	0.9	34.8	42.5	△ 7.7	6.2	5.8	0.4	11.7	8.9	2.8

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年) 28

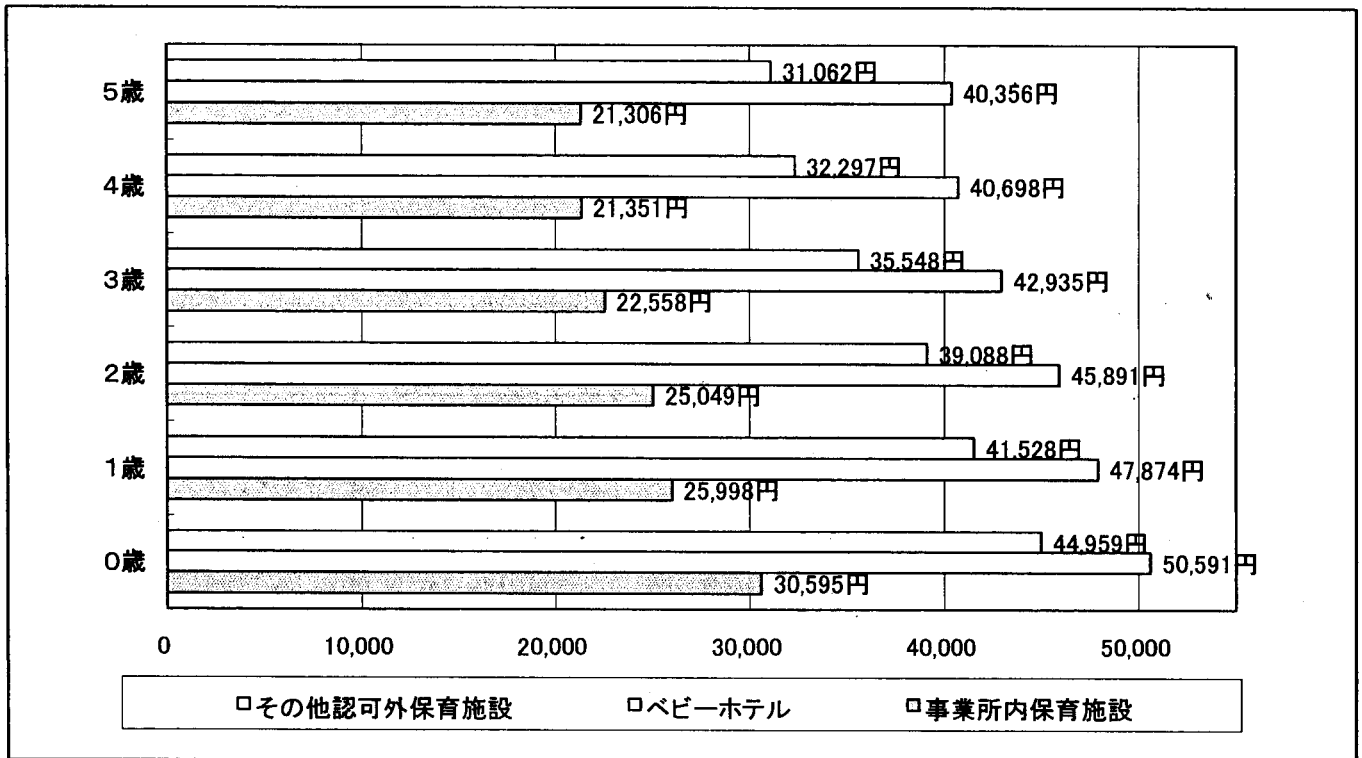
## 認可外保育施設の開所時間

○ 開所時間は、ベビーホテルのみならず、その他認可外保育施設であっても、認可保育所に比して長く、早朝や夜間の保育ニーズに認可外保育施設が対応している状況が伺える。



# 認可外保育施設の利用料

○ 認可外保育施設の利用料をみると、企業からの補助等のある事業所内保育施設に比べ、他の種類の施設の利用料が高い傾向にあるが、平均的におおむね約3~5万程度の水準となっている。



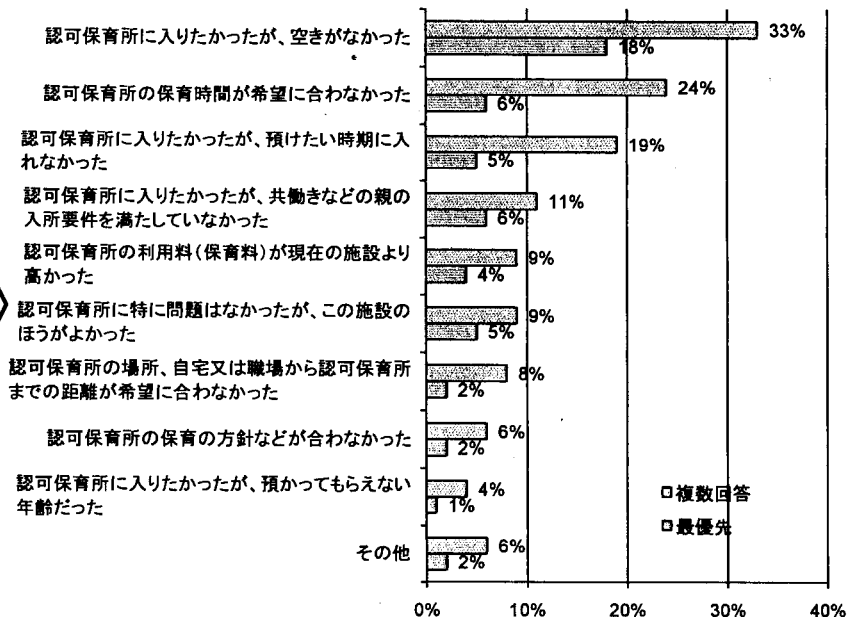
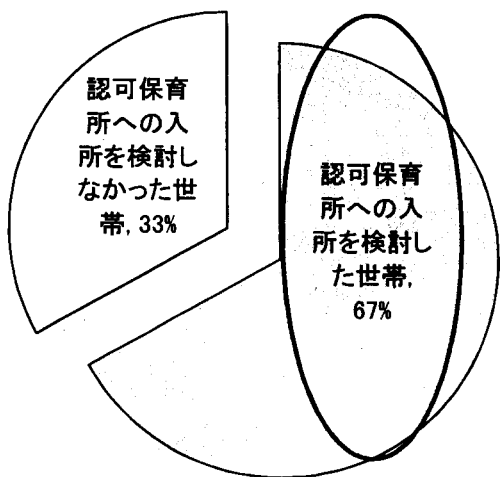
(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)<sup>30</sup>

## 認可外保育施設の利用者の選択の現状① (認可保育所を検討した者)

○ 認可外保育施設の利用者の約6割は、認可保育所を検討した上で、認可外保育施設の利用に至っている。  
 ○ 「認可保育所に空きがなかった」「預けたい時期に入れなかった」などの認可保育所の供給量不足に起因するものが5割以上を占める(複数回答)。

認可外保育施設の入所に際して  
認可保育所を検討したか

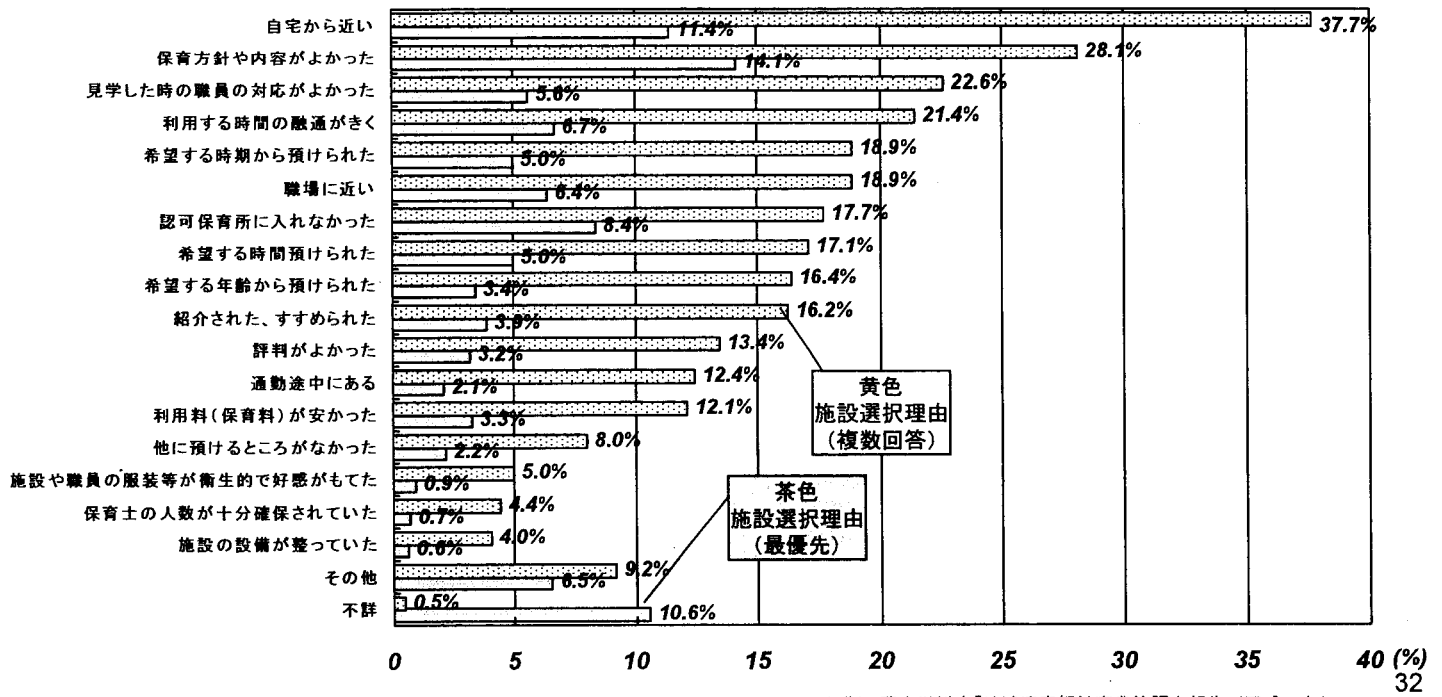
認可保育所を検討した上で  
認可外保育施設の入所に至った理由



(資料) 厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成19年)<sup>31</sup>

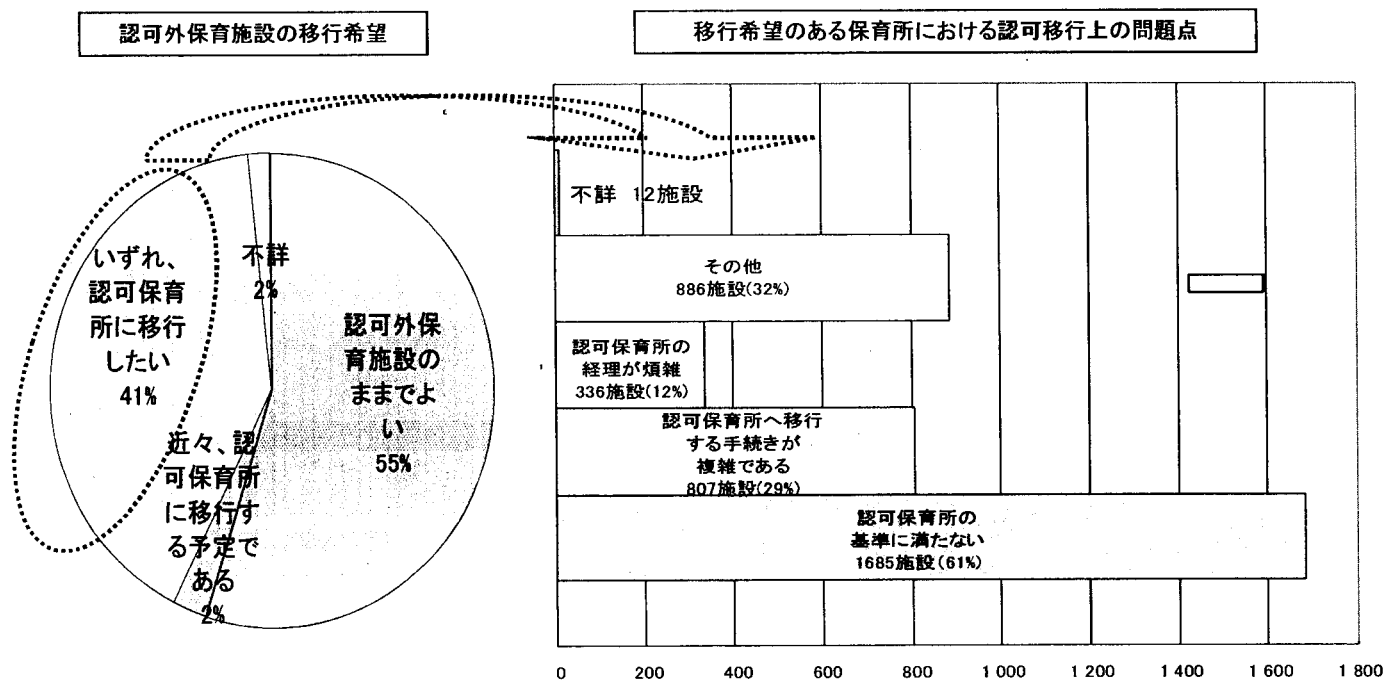
## 認可外保育施設の利用者の選択の現状 ② (全体)

○ 認可外保育施設の利用者全体(※認可保育所と比較したかどうかを問わず、認可外保育施設を積極的に選択した者を含む)の選択理由を見ると、「自宅から近い」が多く、地理的要素が保育所選択において重視されている。また、「保育方針や内容」で認可外保育施設を選択しているケースも多い。



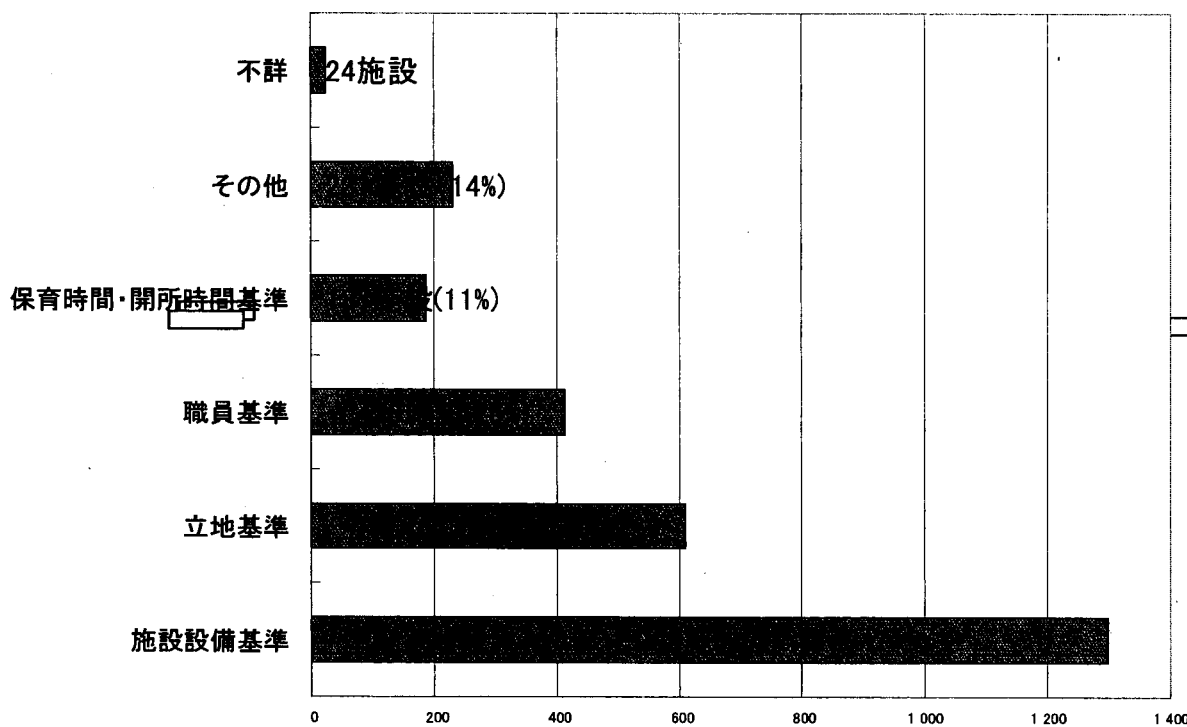
## 認可外保育施設の認可保育所への移行希望・移行上の問題点①

- 認可外保育施設の約4割は、認可保育所への移行希望を有している。
- 認可保育所への移行希望のある施設にとっての問題点は、「基準に満たない」ケースが約6割を占めるほか、手続や経理の煩雑さを挙げる施設も多く見られる。



## 認可外保育施設の認可保育所への移行上の問題点②

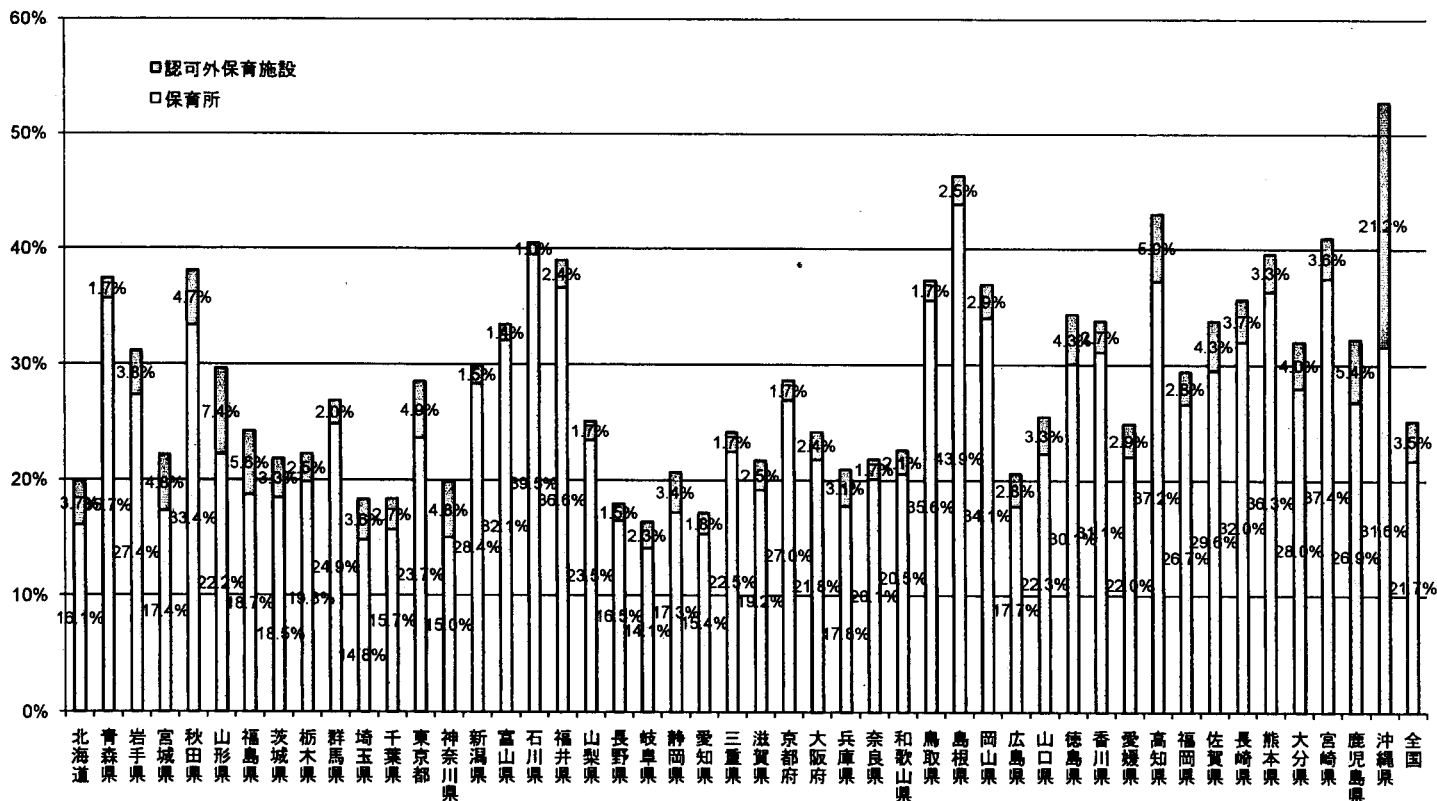
○ 認可保育所への移行を希望する施設であって認可基準を満たせない施設のうち、約8割が施設設備基準を挙げている。



34

(資料)厚生労働省「地域児童福祉事業等調査報告」(平成18年)

## 3歳未満児における保育所・認可外保育施設利用率【都道府県別】



※【保育サービス利用率】＝【保育所利用児童数(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】  
 ※【認可外保育施設利用率】＝【認可外保育施設利用児童数(3歳未満児)】÷【3歳未満人口】  
 ※【保育所利用児童(3歳未満児)】：福祉行政報告例【厚生労働省(平成21年4月1日現在)】  
 ※【認可外保育施設利用児童数(3歳未満児)】：厚生労働省保育課調べ(平成20年3月31日現在)  
 「3歳未満人口」：平成17年国勢調査【総務省統計局(平成17年10月1日現在)】

35

# 人口減少地域に関連する保育制度の概要① (小規模保育所(認可保育所))

○ 認可保育所の定員は、原則60人以上とされているが、定員60人以上とすることが困難であり、20人以上の保育需要が継続することが見込まれ、他に適切な方法がない場合、以下の要件を満たせば、小規模保育所を設置することが可能。認可保育所として地域・定員規模等に応じた保育所運営費を支弁。

- (1) 設備・運営について児童福祉施設最低基準に適合
- (2) 次のいずれかに該当
  - ① 要保育児童が多い地域に所在し、入所児童の概ね4割以上が3歳未満児
  - ② 過疎地域をその区域とする市町村内に所在
  - ③ 入所児童の概ね8割以上が3歳未満児、1割以上が乳児
- (3) 定員20人以上
- (4) 施設長は保育士を配置するよう努め、保育士その他の職員については最低基準等に定める所定数を配置

平成19年10月1日現在

定員規模別	実数			構成比		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営
～30	1,213	542	671	5.3%	4.8%	5.8%
31～45	2,016	1,127	889	8.8%	10.0%	7.7%
46～60	4,696	1,971	2,725	20.6%	17.5%	23.5%
61～	14,913	7,600	7,313	65.3%	67.6%	63.1%
計	22,838	11,240	11,598	100.0%	100.0%	100.0%

36

資料：平成19年社会福祉施設等調査

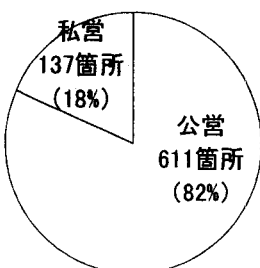
# 人口減少地域に関連する保育制度の概要② (へき地保育所(認可外保育施設))

○ へき地保育所(認可保育所の設置が著しく困難な地域に設置される保育施設であって、市町村長が以下の基準に適合するものと認め、指定した認可外保育施設)に対して、次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)において補助(※20ポイント)。

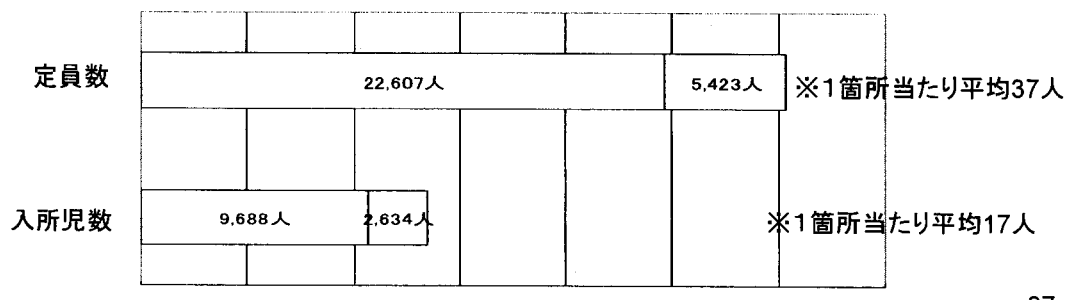
- (1) 設置場所が、以下の①～④にあること
  - ① へき地教育振興法の規定によるへき地手当の支給の指定を受けているへき地学校の通学区域内、
  - ② 一般職の職員の給与に関する法律の規定による特勤手当の支給の指定を受けている公官署の4キロメートル以内、
  - ③ ①・②を受けることとなる地域内
  - ④ ①～③に準ずるものとして市町村長が認める地域内
- (2) 設備・運営が以下の基準に合致すること
  - ① 平均入所児童数が10人以上(※10人を下回る場合2年間は経過的に対象)であること
  - ② 既存建物(学校等)の一部に設置する場合、設備をへき地保育所のために常時使用できること
  - ③ 保育室・便所・屋外遊戯場(付近にある代わるべき場合含む)その他必要な設備を設けること
  - ④ 必要な用具(医療器具、医薬品、机、椅子等)を備えること
  - ⑤ 保育士を2人以上配置すること(※やむを得ない事情があるときは、うち1人は保育士以外の者で代えることができる)
  - ⑥ 保育時間等については、地方の実情に応じて定めること

○ 入所決定は、市町村長が、保育を要する児童のほか、特に必要があるときはその他の児童につき実施。

【へき地保育所数】



【へき地保育所の定員・入所児数】



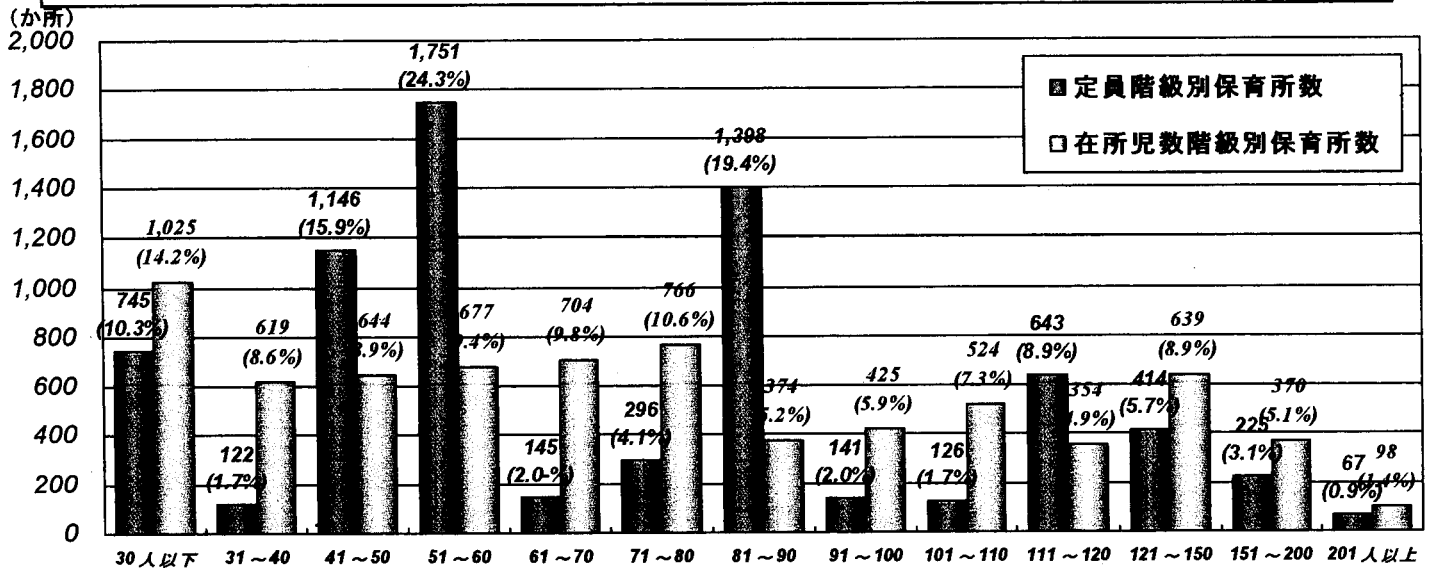
※なお、次世代育成支援対策交付金の平成19年度交付決定数は605箇所

【出典：平成19年社会福祉施設等調査】

37

# 過疎地域を含む市町村における認可保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ 過疎地域を含む市町村にある認可保育所の規模をみると、定員規模では51～60人の規模が多いが、在所児数規模では、30人以下が多い。



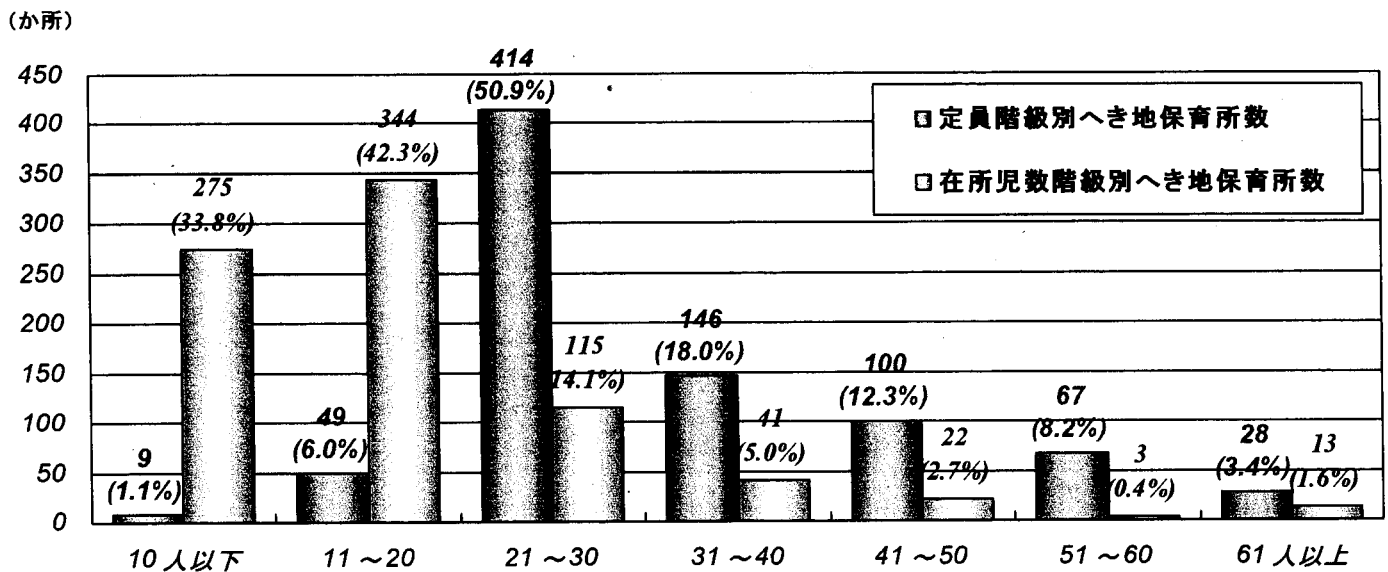
(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」における認可保育所の定員階級・在所児数階級ごとの保育所数につき、過疎地域を含む市町村(平成20年11月時点:731市町村)に係る数を特別集計したもの。  
※なお、「過疎地域を含む市町村」には、過疎地域以外の地域を含む市町村が約3割ある。

(参考)  
全国の定員  
規模別分布

定員60人以下 : 35.3%	定員61～90人以下 : 27.6%	定員91～120人以下 : 22%	定員120人超 : 15%
-----------------	--------------------	-------------------	---------------

# へき地保育所の現状 (定員・在所児数規模別の分布)

○ へき地保育所の規模をみると、定員規模は21～30人が多いが、在所児数規模は20人以下が約8割を占める。



(出典)厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」におけるへき地保育所数を定員階級・在所児数階級ごとに特別集計したもの

## 過疎地域における幼児教育経験者比率

- 小学校就学前に幼稚園又は保育所(へき地保育所含む)を経験した比率を見ると、1970年頃は過疎地域と全国とで大きな格差があったが、近年はほぼ格差がなくなっている。
- 過疎地域においては、全国と比べ、幼稚園就園率が低く、保育所在籍比率が高い。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.6
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	31.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	63.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.6

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

※備考

<幼児教育経験者比率>

①全国は、各年度の文部科学省「学校基本調査」(数値は各年度5月1日)及び前年度の厚生労働省「社会福祉施設調査」による。

②過疎地域は総務省調べ。

③それぞれの数値は、次の算式による、なお、保育所にはへき地保育所を含む。

幼児教育経験者比率 = 幼稚園就園率 + 保育所在籍率

$$\text{幼稚園就園率} = \frac{\text{幼稚園修了者数}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

$$\text{保育所在籍率} = \frac{\text{前年度保育所在所児数(5歳/2+6歳)}}{\text{小学校第1学年児童数}}$$

【出典:総務省『「過疎対策の現況」について』(平成20年9月)】

【出典:総務省「時代に対応した新たな過疎対策に向けて(これまでの議論の中間的整理)(平成20年4月)】

40

## 自治体の単独保育施設の概要について

### 東京都・認証保育所

趣旨	大都市特性の多様な保育ニーズに応えるために都独自の基準(認証基準)を満たして設置された保育施設。																						
設置主体	A型:民間事業者等 B型:個人																						
対象	A型:0~5歳 B型:0~2歳																						
規模	A型:20~120名 B型:6~29名																						
施設基準	認可保育所に準じた扱いとする。 ・面積基準 0歳児及び1歳児 A型3.3㎡/人、B型2.5㎡/人 2歳以上児 A型・B型ともに1.98㎡/人 ・職員配置 6割以上が保育士等 ・開所時間 13時間以上(月曜日から土曜日まで開所)																						
補助	【運営費】 (基本額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢 \ 定員</th> <th>30人まで</th> <th>31~60人</th> <th>61人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>126,770円</td> <td>105,800円</td> <td>96,180円</td> </tr> <tr> <td>1~2歳児</td> <td>86,780円</td> <td>65,810円</td> <td>56,190円</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>57,250円</td> <td>36,280円</td> <td>26,660円</td> </tr> <tr> <td>4歳児以上</td> <td>53,260円</td> <td>32,290円</td> <td>22,670円</td> </tr> </tbody> </table>	年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上	0歳児	126,770円	105,800円	96,180円	1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円	3歳児	57,250円	36,280円	26,660円	4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円	【加算額】 ・定員45名まで:3,650円 ・定員46~60名:2,730円 ・定員61名:1,820円  ※その他、開設準備経費補助がある。
年齢 \ 定員	30人まで	31~60人	61人以上																				
0歳児	126,770円	105,800円	96,180円																				
1~2歳児	86,780円	65,810円	56,190円																				
3歳児	57,250円	36,280円	26,660円																				
4歳児以上	53,260円	32,290円	22,670円																				
利用方法	施設と利用者との直接契約																						
利用状況	平成21年4月現在 施設数:448所 定員:14,161人 入所数:13,428人																						
利用料金	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収																						
地域外利用	補助対象は都内在住の児童 ※補助対象外児童の受入れは、各施設の判断による。																						

41

横浜市・横浜保育室

趣旨	保育に欠ける3歳未満の子どもが良好な環境で養育されることを目的とした事業であり、低年齢児の待機児童解消及び多様な保育ニーズに応えるため、横浜市独自の基準を満たしている認可外施設について、市が認定し助成する制度。
設置主体	個人、法人、任意団体
対象	助成の対象は0～2歳児（暫定的に3歳児も助成）
規模	3歳児未満が20人以上
施設基準	認可外保育所基準を遵守。 <ul style="list-style-type: none"> <li>面積基準 乳児・2歳未満 2.475㎡/人、2歳児 1.98㎡/人</li> <li>職員配置 最低必要人数の3分の2以上は、保育士等</li> <li>開所時間 原則として月～金 7:30～18:30（日中11時間以上） 土曜 7:30～15:30</li> </ul>
補助	0歳児 月額 105,100円 1～2歳児 月額 79,100円（3歳児 暫定的に月額8,900円） ※障害児・時間外等に関する加算、家賃助成、設備助成などがある。
利用方法	施設と利用者との直接契約
利用状況	平成21年度 施設数:124所 定員 :4,087人 入所数 :3,329人
利用料金	3歳児未満は月額58,100円が上限（※一定の所得以下世帯や多子世帯には軽減制度あり）
地域外利用	助成は横浜市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。

42

仙台市・せんだい保育室

趣旨	認可外保育施設指導監督基準を上回る一定の基準を設け、それらの基準を満たす施設を認定し、運営経費の助成をすることにより、保育サービスの質の向上、保護者負担の軽減、保育基盤の整備を推進するもの。			
設置主体	個人又は法人			
対象	0歳児～未就学児			
規模	A型 45名以上 B型:10～59名			
施設基準	認可外保育所基準を遵守。 <ul style="list-style-type: none"> <li>面積基準 0歳児及び1歳児 A型:3.3㎡以上/人 B型:2.475㎡以上/人 2歳以上児 1.98㎡以上/人</li> <li>職員配置 A型:全員有資格者(保育士等)、常勤職員:3分の2以上 B型:有資格者(保育士等)が3分の2以上、常勤職員:3分の1以上</li> <li>開所時間 月～金 概ね7:00～20:00（B型は19:00）土曜 概ね7:00～18:00</li> </ul>			
補助		A型(定員45～60人)	A型(定員61人～)	B型
	0歳児	118,440円	107,600円	55,400円
	1・2歳児	54,150円	43,310円	32,900円
	3歳児	32,030円	21,190円	16,100円
	4歳児以上	26,410円	15,570円	13,900円
	※その他、多子減免助成、延長保育助成、施設整備補助（A型対象）などがある。			
利用方法	施設と利用者との直接契約			
利用状況	平成21年度(8月現在) 施設数:64施設 定員:2,347人 入所児童数:1,980人			
利用料金(月額)	0～2歳児:53,600円以下 3歳児:27,600円以下 4歳児以上:26,800円以下			
地域外利用	助成は仙台市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。			

48



趣旨	認可外保育施設における入所児童の処遇改善や保育の質の向上を目的として、浜松市が定める一定の基準をクリアする施設を認定し、助成する制度。																
設置主体	個人、法人、民間事業者等																
対象	0歳から就学前までの児童																
規模	I類:定員20人以上 II類:定員6人以上																
施設基準	認可外保育施設指導監督基準を遵守。 ・ 面積基準(保育室) I類 0、1歳児 3.3㎡/人 2歳以上児 1.98㎡/人 II類 全年齢 1.65㎡/人 ・ 職員配置 I類の場合2分の1、II類の場合3分の1以上が保育士又は看護師 ・ 開所時間 原則11時間以上																
補助	<b>【運営費】</b> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">年齢</td> <td style="text-align: center;">0歳児</td> <td style="text-align: center;">1、2歳児</td> <td style="text-align: center;">3歳以上児</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">認証区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">I類</td> <td style="text-align: center;">34,320円</td> <td style="text-align: center;">18,690円</td> <td style="text-align: center;">9,710円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">II類</td> <td style="text-align: center;">17,160円</td> <td style="text-align: center;">9,340円</td> <td style="text-align: center;">4,850円</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">※その他、施設整備費補助などがある。</p>	年齢	0歳児	1、2歳児	3歳以上児	認証区分				I類	34,320円	18,690円	9,710円	II類	17,160円	9,340円	4,850円
年齢	0歳児	1、2歳児	3歳以上児														
認証区分																	
I類	34,320円	18,690円	9,710円														
II類	17,160円	9,340円	4,850円														
利用方法	施設と利用者との直接契約																
利用状況	H21.4.1現在 施設数:22施設 定員 :1,148人 児童数 :631人																
利用料金	入所時に3歳未満の場合は月額80,000円、3歳以上の場合は月額77,000円を上限とする																
地域外利用	助成は浜松市在住児童に限る ※助成対象外の児童の受け入れは、各施設の判断による。																

## 「認定こども園」制度の概要と現状①

### 認定こども園制度の概要

#### 「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定
- ① 教育及び保育を一体的に提供  
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
  - ② 地域における子育て支援の実施  
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

#### 認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H21.4.1現在)
幼保連携型	幼稚園 ⇄ 保育所	幼稚園と保育所の補助の組合せ	158カ所
幼稚園型	幼稚園 → 保育所機能	幼稚園の補助制度	125カ所
保育所型	幼稚園機能 ← 保育所	保育所の補助制度	55カ所
地方裁量型	幼稚園機能 + 保育所機能	(一般財源)	20カ所
			計358カ所

# 「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	22	滋賀県	7
青森県	2	京都府	0
岩手県	7	大阪府	5
宮城県	1	兵庫県	19
秋田県	15	奈良県	1
山形県	7	和歌山県	4
福島県	8	鳥取県	0
茨城県	11	島根県	2
栃木県	7	岡山県	5
群馬県	18	広島県	12
埼玉県	8	山口県	2
千葉県	12	徳島県	2
東京都	33	香川県	1
神奈川県	19	愛媛県	8
新潟県	5	高知県	5
富山県	3	福岡県	13
石川県	5	佐賀県	10
福井県	2	長崎県	26
山梨県	1	熊本県	1
長野県	8	大分県	5
岐阜県	2	宮崎県	11
静岡県	2	鹿児島県	16
愛知県	5	沖縄県	0
三重県	0	合計	358

幼保連携推進室調べ(平成21年4月1日現在)

## 認定こども園への新たな財政措置

20年度1次補正予算：約21億円(文科省・厚労省合計)  
 20年度2次補正予算：「安心こども基金」1,000億円の内数(文科省・厚労省合計)

国・地方による幼稚園・保育所の枠組みを超えた総合的な財政支援を行うことにより、認定こども園の緊急整備を図る

(注) 私立認定こども園への措置。公立認定こども園については、別途地方財政措置。

### 1. 国の財政支援

#### (1) 認定こども園施設整備費補助

幼保連携型、幼稚園型、保育所型への移行を促進するために必要な施設整備費を支援

#### (2) 認定こども園事業費補助

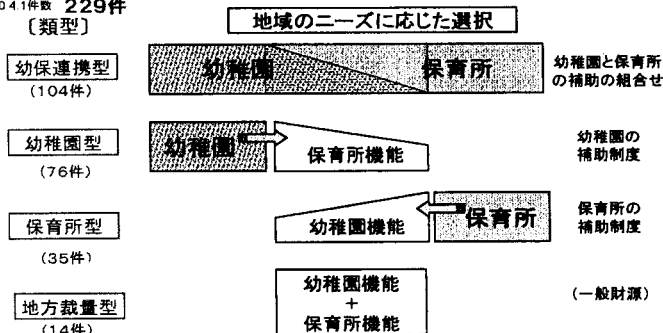
幼稚園型、保育所型の認可外部分(保育所機能、幼稚園機能)への事業費を支援

### 2. 地方財政措置

- ・1(1)(2)の地方負担について、地方財政措置
- ・地方裁量型について、地方公共団体が支援した場合に地方財政措置

認定こども園の類型と従来の財政措置

20.4.1件数 229件  
 [類型]



### 新たな財政支援

← 1次補正 + 2次補正(施設整備費)

← 2次補正(都道府県における「安心こども基金」)の達成の一環として施設整備費・事業費を支援、事業期間：H20～22年度)

← 地方財政措置で対応

# 経済危機対策（安心こども基金部分）概要

## 安心こども基金の拡充

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。（約1500億円）

### 安心こども基金（平成20年度第2次補正予算）

1000億円の基金創設（平成20年度～22年度）により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定こども園整備等事業
- 4 家庭的保育（保育ママ）改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

今回の経済危機対策における拡充（1500億円の増額）

- ① 保育サービス等の充実 … 雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ② すべての子ども・家庭への支援 … 創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ ひとり親家庭等対策の拡充 … 厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④ 社会的養護の拡充 … 児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

48

## 保育サービス等の充実

希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施

### 保育サービス等の充実

保育所の設置促進、家庭的保育（保育ママ）の拡大など、雇用情勢の悪化による待機児童の増加に対して速効性のある対応等による新待機児童ゼロ作戦の取組の更なる拡充

#### ①. 都市部における待機児童解消

- 保育所賃借料補助の対象拡大
- 広域的保育所利用事業

#### ②. 保育所の耐震化整備費の補助

- 私立保育所の耐震化整備費の補助  
（財政力が乏しい等の市町村に対する補助率のかさ上げを含む）

#### ③. 家庭的保育（保育ママ）事業の促進

- 自宅以外で実施する場合の賃借料補助

#### ④. 保育サービス拡大に伴う保育士確保

- 研修後の再就職支援コーディネーターを  
全都道府県に配置

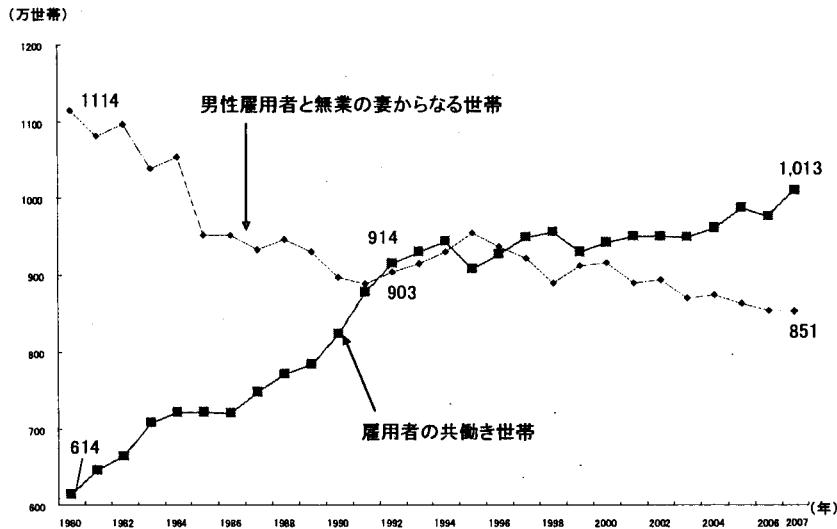
#### ⑤. 認定こども園等の環境整備・職員研修

- 認定こども園等における研修支援・緊急環境整備

49

# 共働き世帯の増加

○ 従来は、共働き家庭は少なかったが、1997年以降、専業主婦世帯数を上回り、その後も増加を続けている。



(備考)

- 平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」、平成14年以降は「労働力調査(詳細結果)」(年平均)より作成。
- 「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
- 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
- 昭和60年以降は「夫婦のみの世帯」、「夫婦と親から成る世帯」、「夫婦と子供から成る世帯」及び「夫婦、子供と親から成る世帯」のみの世帯数。
- 「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

50

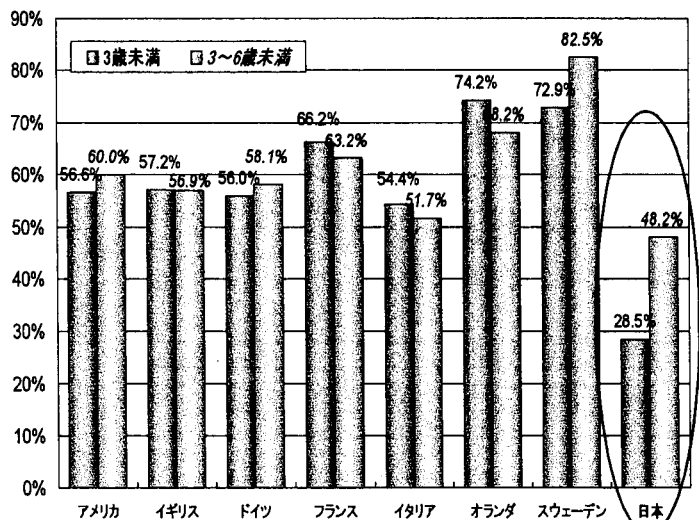
# 子どものいる女性の就業希望

○ 我が国では、諸外国に比べ、若い子どものいる母親の就業率が相当低い水準にあるが、現在、働いていない母親であっても就業希望のある者は多い。

末子の年齢別子どものいる世帯における母の就業状態(平成18年)

6歳未満の子を持つ母の就業率の比較(2002年)

	末子の年齢			
	0~3歳	4~6歳	7~9歳	10~12歳
子どものいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	32.5	51.4	62.9	71.2
就業者	31.0	50.3	61.6	70.5
完全失業者	1.2	1.7	1.3	1.4
非労働力人口	67.5	47.4	36.5	28.1
就業希望者	24.9	19.7	13.2	9.4



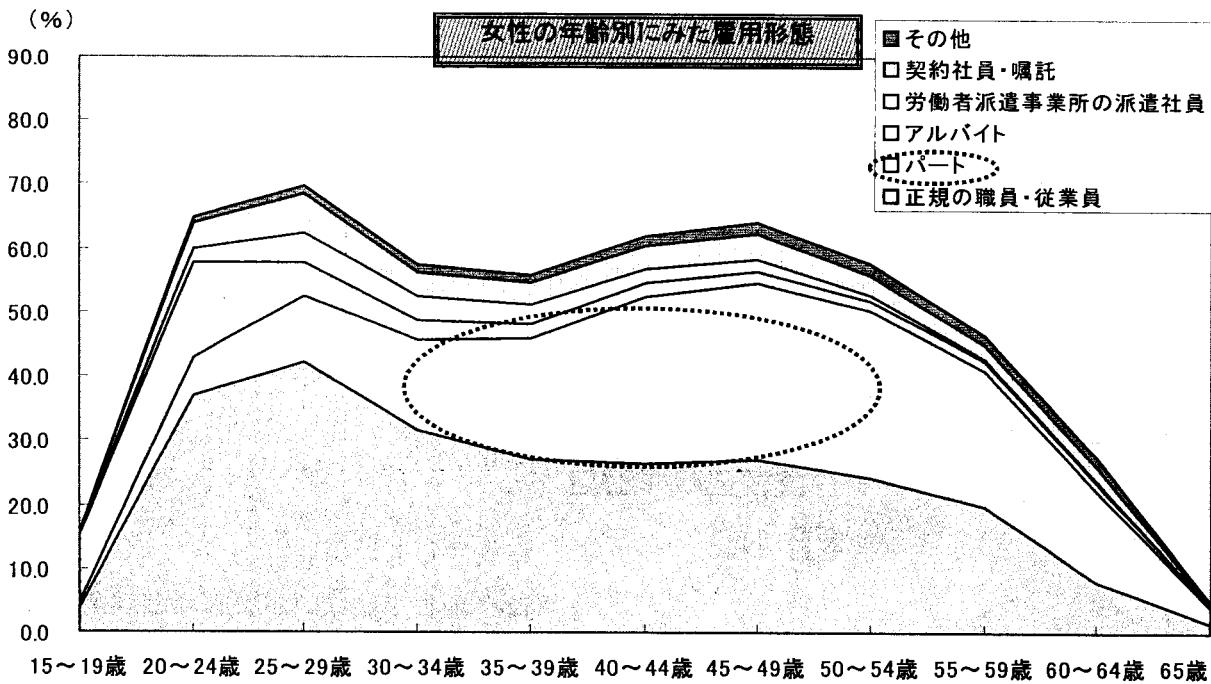
出典: 総務省「労働力調査詳細調査」(平成18年、年平均)

出典: OECD: Society at a Glance 2005

51

# 女性の年齢別にみた働き方

- 女性の就業率自体は、25～29歳層をピークに、出産を契機とした退職等によって30～39歳層で下がり、その後、40～49歳層まで緩やかに上昇(M字カーブ)。
- ただし、雇用形態としては、20～29歳層は正規職員が主であるが、30歳以降、正規職員の割合は下がり続け、パートが増加。

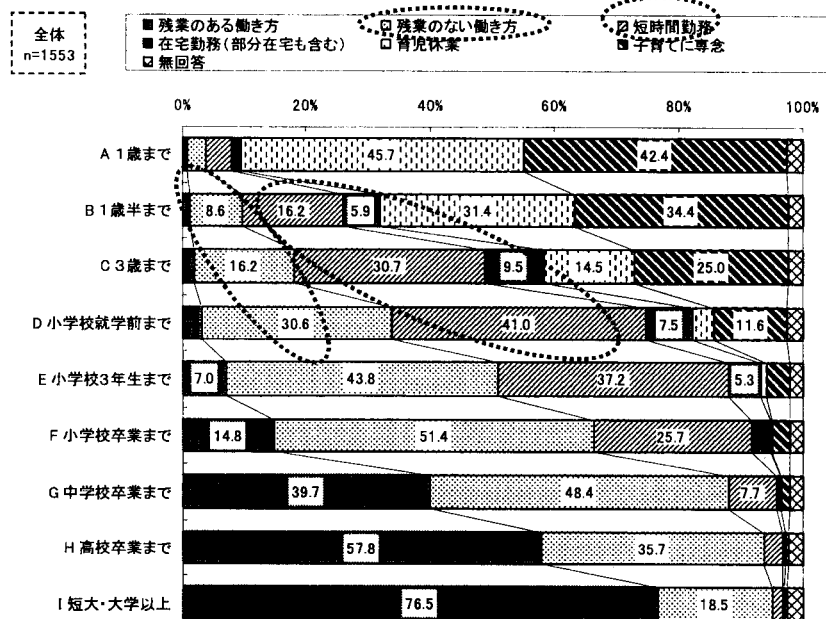


出典：総務省統計局「平成19年労働力調査」(詳細結果52)

## 育児期の母親が希望する働き方(短時間勤務・残業免除)

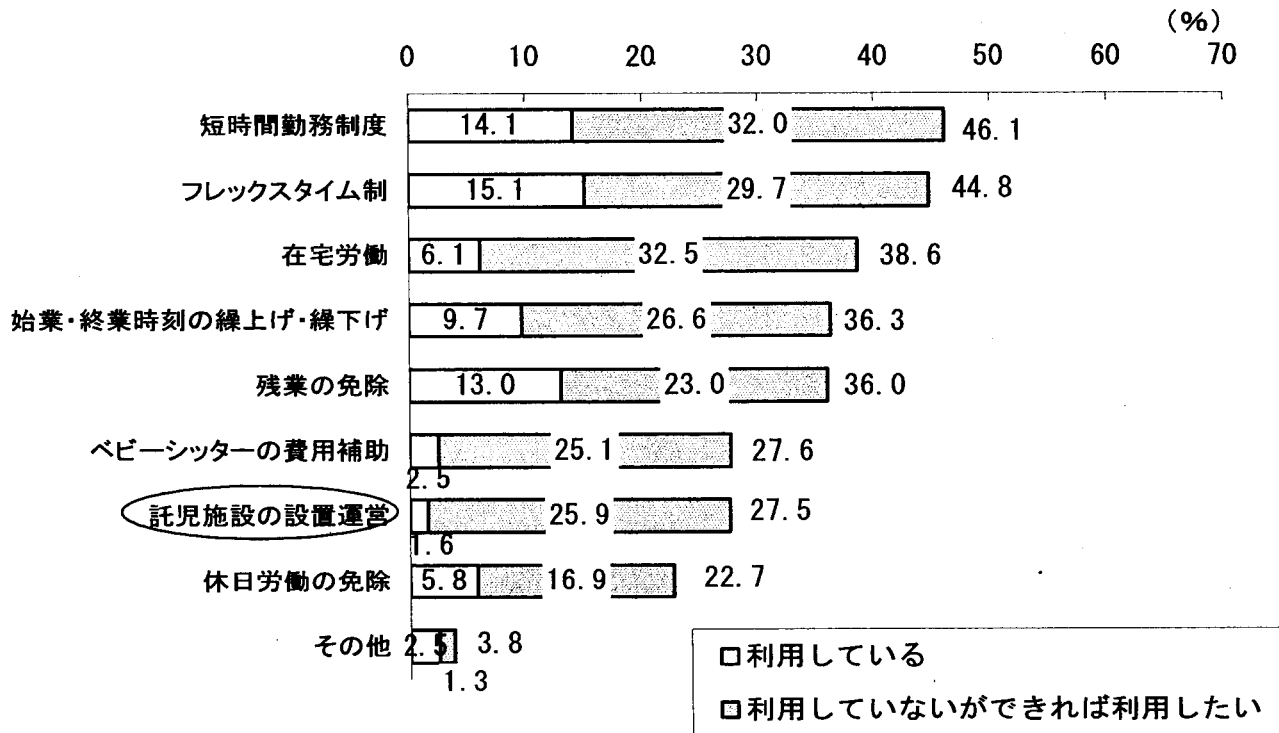
- 育児期の母親が希望する働き方を見ると、1歳～小学校就学までは「短時間勤務」を希望する人が最も多く、次いで「残業のない働き方」となっている。

子の年齢別にみた、子を持つ母親として望ましい働き方(従業員調査)



注：図表を見やすくするために、5.0%未満はデータを表示していない。

# 企業が行う育児支援制度で利用しているもの・したいもの



資料出所 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査」(平成15年)  
 (注) 就学前の子どもがいる雇用者に聞いたもの(複数回答)